

中間指針第四次追補に示されている住居確保損害に係る
福島県都市部の宅地単価の改定

平成28年1月28日
原子力損害賠償紛争審査会

中間指針第四次追補(平成25年12月26日)第2の2備考(4)で示されている「福島県都市部の平均宅地単価」については、専門機関への委託調査結果等を踏まえ、「38,000円/㎡」を「41,000円/㎡」に改定する。